

太田市同和問題啓発・自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同和問題の早期解決に向け、同和団体が行う同和地区（地域改善対策特別措置法（昭和57法律第16号）第1条に規定する地域をいう。）に居住する同和関係者（以下「関係者」という。）の自立及び人権擁護の取組並びに人権が尊重される社会づくりの活動に対し、補助金を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の交付を受けることのできる同和団体は、市内に事務所を有し、関係者の自立及び人権擁護の取組並びに人権が尊重される社会づくりの活動の実績が5年以上あり、市長が認めた団体とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、前条の団体が実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 生活相談員設置事業
- (2) 同和問題啓発事業
- (3) 自立支援・生活相談・人権相談事業
- (4) 活動推進事業
- (5) その他市長が特に必要と認めた事業

(補助金額の算定方法)

第4条 補助金の額は、別表区分の欄に定める事業ごとに対象経費の額と基準額を比較し、少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金に係る経理)

第5条 補助金に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた同和団体については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

算 定 基 準

区 分	対 象 経 費	基 準 額
1 生活相談員設置事業	生活相談員の設置に必要な報酬、旅費、負担金等	市長が承認した額
2 同和問題啓発事業	同和問題の啓発に必要な報償費、旅費、需要費、委託料、負担金及び使用料等	市長が承認した額
3 自立支援・生活相談・人権相談事業	自立支援、生活相談及び人権相談に必要な賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料及び使用料等	市長が承認した額
4 活動推進事業	事務所等維持管理費用、旅費、研究集会参加費、指導者研修費等	市長が同和問題の解決のために必要と認めた経費
5 市長が特に必要と認めた事業	市長が承認した額	市長が同和問題の解決のために必要と認めた経費